

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	22 件

北海道国民年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、住所が変わっていないのに、申立期間の3か月分だけ国民年金保険料の納付を怠ることはあり得ない。A市B区役所からの納付書により、3か月分の保険料3,300円をC銀行D支店（現在は、E銀行D支店）で納付していた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月に国民年金に任意加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金と厚生年金保険との切替手続を適切に行っており、申立人の国民年金制度への意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間前後の期間は国民年金保険料の納付済期間となっており、申立期間の3か月分のみを未納とすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

申立期間については、私の父親と共に国民年金保険料の免除期間となっていたが、その後に私と結婚した夫が、私と父親の保険料を一緒に追納してくれたはずなのに、父親だけが納付済期間となっている。

申立期間について、私だけ免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親の免除期間の保険料と併せて、その夫が申立人の免除保険料を追納してくれたとしているところ、申立期間について、社会保険庁の納付記録により申立人の父親は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立期間の保険料を追納したとする申立人の夫は、「申請免除を受けた期間がある場合、保険料を払わないと年金が満額支給されないとA市の広報誌で読んだため、妻（申立人）と義父の分の免除保険料を一度にまとめて納めた。」と主張しているところ、申立期間当時に、申立人が父親と一緒に住んでいた家の近隣において、昭和36年及び37年の風水害が原因で、申立人同様に申請免除を受け、その後に追納している者が多数いることが確認でき、A市から免除期間の保険料を追納できることが広く周知されていたと考えられることから、申立ての内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、第3号被保険者となる平成8年7月以前の期間（33年4か月）について、国民年金保険料の未納期間が無く、その夫についても、国民年金加入期間に未納期間は無いことから、申立人及びその夫の保険料の納付意識は高かったものと認められ、家業の世帯主である申立人の夫が、その妻（申立人）と同居の義父に代わって、申立期間の保険料を追納したものと推認

できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月から49年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年5月から49年12月まで
②昭和51年1月から52年3月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は亡くなった両親が行って来ていたが、この度、国民年金手帳が出てきたので納付記録を確認したところ、申立期間について納付した保険料が二度に分けて還付されていることになっている。

国民年金の加入資格が無いのに申立期間①の保険料を納付し、その保険料が還付されているのであれば、還付後も引き続き申立期間②の納付を続けることはあり得ない。

私自身も、還付を受けたことは無く、両親からも還付について聞いたことが無い。社会保険庁の事務処理に疑問があり、還付されているとの回答は信頼できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA共済組合の組合員であった期間であるにもかかわらず、申立人が保管する国民年金手帳及び国民年金保険料領収書により、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことが確認でき、社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、このうち、昭和49年9月までに係る保険料について、同年12月に還付決定された記録があるが、i) 同台帳及びB町の被保険者台帳には、申立期間①のうち、49年9月までの納付記録が無いこと、ii) B町の被保険者台帳には、資格取消の記録が無いことなど行政側の不適切な事務処理が認められる。

また、国民年金の加入資格の取消しにより保険料の還付を受けているにもか

かわらず、申立人が引き続き昭和49年10月から同年12月までの期間及び申立期間②の保険料納付を続けることは考え難いことから、申立期間①のうち47年5月から49年9月までの国民年金保険料は還付されていなかったものと考えられる。

一方、申立期間②については、申立期間①同様、申立人がA共済組合の組合員であった期間であり、当然重複期間分の保険料が還付されるべき期間である上、社会保険事務所の特殊台帳に、資格取消処理及び申立期間①の一部（昭和49年10月から同年12月まで）と併せて還付処理されたことが還付金額及び還付決定日と共に明確に記載されており、還付金額にも計算上の誤りは無いなど、当該記載内容に不合理な点は認められず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月から49年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

北海道国民年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年4月まで

私が20歳になった昭和40年6月に、私の父親が、当時大学生だった私の国民年金加入手続きを行ってくれ、その保険料は同年6月からA省B局に就職するまで、当時同じく大学生だった兄（二男）の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間について、兄（二男）の国民年金保険料は納付済みと記録されているのに、私の国民年金の加入記録及び納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間である。

また、申立期間について、申立人は、「私の国民年金保険料については、父親が私の兄の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたはずである。」と主張しているところ、その主張のとおり、その兄の、当該申立期間における国民年金保険料について、社会保険庁のオンライン記録には納付済みと記録されている。

さらに、その兄は「父親から20歳になったら大学生であっても国民年金に加入し、保険料を納付しなければならないと言われたが、自分自身で保険料を納付した記憶は無いので、父親が納付していたものと考えている。」と供述している上、昭和42年3月まで大学生だったその兄は、38年4月以降の国民年金保険料が納付済みと記録されていることから、申立期間について、兄と同様に大学生であった申立人だけが国民年金の未加入期間になっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から61年6月まで
② 昭和63年1月から同年3月まで

申立期間①については、A市B区役所から未納期間との連絡があったので、私の妻が昭和61年に16万円ぐらいをまとめて同区役所内にある銀行の窓口で納付し、はがきの領収書に押印をした物を受け取ったことを記憶している。

また、申立期間②については、昭和61年7月より金融機関の普通預金口座から自動的に引き落としていたはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付は、申立人の妻が行ったとして、申立人自身は関与しておらず、その妻は、昭和61年ごろ、申立人夫婦の国民年金加入手続を行い、その時点で56年10月までさかのぼった夫婦の国民年金保険料相当額約32万円（一人当たりの保険料相当額約16万円）をA市B区役所内の金融機関の窓口で納付したと供述しているが、61年の時点で申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、社会保険庁の記録から63年7月ごろと推定できることから、申立人が国民年金に加入したのはこのころであり、加入と同時に被保険者資格が56年10月までさかのぼって取得されたものと推認でき、申立人の主張する加入時期と一致しない。

また、申立人夫婦が国民年金に加入したとする昭和61年の時点では、申

立期間①の保険料相当額は、その妻が主張する金額と大きく乖離^{かいり}している上、A市では区役所内に設置されている金融機関の派出所では、過年度保険料の収納業務を行っていないことが確認でき、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 61 年 7 月以降、申立期間②を除き、60 歳到達までの期間に国民年金保険料の未納期間は無く、63 年 9 月からは銀行口座振替に切り替えるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間②は、3 か月間と短期間であり、社会保険庁の記録では、申立期間②の直前の昭和 61 年 7 月から 62 年 12 月まで、過年度納付している形跡が確認でき、申立人は未納期間を少しでも解消するように努めていたものと認められることから、申立期間②の 3 か月間のみ過年度納付しないまま放置していたとは考え難く、申立人が申立期間②の国民年金保険料も含めて過年度納付したものと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から61年6月まで
② 昭和63年1月から同年3月まで

申立期間①については、A市B区役所から未納期間との連絡があったので、昭和61年に、私が夫の分と併せて一人16万円ぐらいをまとめて同区役所内にある銀行の窓口で納付し、はがきの領収書に押印をした物を受け取ったことを記憶している。

また、申立期間②については、昭和61年7月より金融機関の普通預金口座から自動的に引き落とししていたはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和61年ごろ、A市B区役所で申立人夫婦の国民年金加入手続を行い、その時点で56年10月までさかのぼって夫婦の国民年金保険料を納付したと供述しているが、61年の時点で申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険庁の記録から、申立人は52年4月に国民年金に任意加入し、同年12月に資格喪失した後、56年10月に資格を再取得していることが確認できるところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出時期は、社会保険庁の記録から63年7月ごろと推定でき、その夫が国民年金に加入したのはこのころであり、その時点で、申立人の夫の国民年金被保険者資格が56年10月までさかのぼって取得された際に、申立人の国民年金被保険者資格も併せて取得されたものと推認できることから、申立人の主張する加入手

続時期とは一致しない。

さらに、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入した際に、夫婦の国民年金保険料相当額約 32 万円（一人当たりの保険料相当額約 16 万円）を A 市 B 区役所内の金融機関の窓口で納付したと供述しているが、申立人が納付したと主張する昭和 61 年の時点における申立期間①の保険料相当額は、申立人が供述する金額と大きく乖離^{かいり}している上、A 市では区役所内に設置されている金融機関の派出所では、過年度保険料の収納業務を行っていないことが確認でき、申立人の主張には不自然さがみられる。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 61 年 7 月以降、申立期間②を除き、60 歳到達までの期間に国民年金保険料の未納期間は無く、63 年 9 月からは銀行口座振替に切り替えるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間②は、3 か月間と短期間であり、社会保険庁の記録では、申立期間②の直前の昭和 61 年 7 月から 62 年 12 月まで、過年度納付している形跡が確認でき、申立人は未納期間を少しでも解消するように努めていたものと認められることから、申立期間②の 3 か月間のみ過年度納付しないままに放置していたとは考え難く、申立人が申立期間②の国民年金保険料も含めて過年度納付したものと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1211

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から同年9月30日まで
② 平成5年9月30日から同年12月ごろまで

昭和59年4月にA社に入社し、平成5年12月ごろまで勤務したが、年金記録によると、申立期間①の標準報酬月額が引き下げられている上、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①について標準報酬月額を訂正するとともに、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録においては、当初、平成5年1月1日から同年9月30日までの申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は34万円と記録されていることが確認できるところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年9月30日の約1年5か月後の7年2月2日に申立人を含む18人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が5年1月から同年8月まで15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険受給資格者証により、申立人の申立期間①に係る給与は約34万円であり、社会保険庁のオンライン記録に当初記載されている標準報酬月額に見合う給与が支給されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から34万円とすることが必要であると認めら

れる。

一方、申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成5年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても当該事業所は14年12月3日に解散している上、事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人の雇用保険受給資格者証によると、申立人は平成5年10月20日に求職申込を行い、同年10月から6年1月まで求職者給付金を受給していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、会社から倒産した旨の話があり、従業員全員が解雇された。」と供述しており、雇用保険の被保険者記録によると、申立人及び当該同僚は平成5年9月30日に離職していることが確認でき、同年9月まで当該事業所において勤務していたことは認められるものの、当時の役員は、給与及び社会保険関係の事務は事業主が行っていたことから不明であるとしている。

加えて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点の厚生年金保険被保険者のうち連絡の取れた同僚5人からは、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない上、社会保険庁のオンライン記録によると、事業主及び同僚一人は、申立期間②に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料の控除について具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C所における資格取得日に係る記録を昭和36年9月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とした上、同社本社における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月1日から37年3月1日まで

A社に勤務していた昭和21年6月10日から46年11月22日までの期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらったが、申立期間については、同社D所から同社C所に異動した期間であるものの、同社の職員として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた申立人の異動発令日が確認できる辞令の写し、及びB社から提出された申立人の在籍期間と異動履歴が確認できる人事記録カードの写しから判断すると、申立人が昭和21年6月10日から46年11月22日までA社に継続して勤務し、36年8月1日に、同社D所から同社C所に異動していることが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社C所は、昭和36年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間のうち同日以後の期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった期間であることが確認できる。

しかしながら、事業主は「当社C所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったのは、厚生年金保険を本社で一括適用するためであったと考えられる。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、A社C所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である昭和36年11月1日に、同所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚6人のうち4人は、同日において、同社本社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社から提出された健康保険被保険者名簿によると、申立人及び前述の同僚6人の併せて7人全員が、A社C所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日の翌日である昭和36年11月2日において、同社本社に係る健康保険組合の被保険者資格を取得していることが確認できる上、事業主は「当社C所に係る厚生年金保険の届出については、同所で行っていたものと考えられるが、給与については、当社本社が計算し支給していた。申立期間のうち昭和36年11月以降の期間は、申立人に係る健康保険の加入記録が確認できることから、申立期間において、給与から健康保険料のみを控除し、厚生年金保険料を控除していなかったとは考え難い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和36年9月1日からA社C所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年11月1日までの期間は、同所において厚生年金保険の被保険者であり、同日以後の期間については、同社本社において厚生年金保険の被保険者であったものと考えられることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D所における昭和36年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうちA社C所により納付されるべき昭和36年9月及び同年10月に係る保険料の納付義務の履行について、事業主は不明としているが、同所の被保険者名簿における被保険者整理番号に欠番が見当たらないことから、同期間における申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間のうち36年9月及び同年10月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうちA社本社で納付されるべき昭和36年11月から37年

2月までの期間における保険料の納付義務の履行についても、事業主は不明としているが、同社から提出された厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のA社本社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和37年3月1日となっており、社会保険事務所の記録と符合していることから、事業主は、同日を同社本社における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年11月から37年2月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間のうち36年11月から37年2月までの期間に係る保険料についても、納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 15 日から 43 年 3 月 26 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていると回答された。脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 44 年 1 月 16 日に支給されたこととなっている上、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 25 人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 43 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の者 7 人の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは一人であり、この者は、自分で請求手続きをしたと供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたと考えられるが、申立人は昭和 43 年 6 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る事業所を退職後間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、その後も、60 歳まで 2 か月の国民年金の未加入期間を除き国民年金及び厚生年金保険に継続して加入しているこ

とを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。
これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立
期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年6月1日から13年5月31日まで
② 平成13年5月31日から16年5月ごろまで

申立期間①については、A社に勤務し、月額25万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が9万8,000円となっているので、訂正してほしい。

申立期間②については、A社に平成16年5月ごろまで勤務していたのに、社会保険事務所の記録によると、13年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることになっているので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成13年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年6月13日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額(26万円)が、11年6月1日までさかのぼって9万8,000円に減額訂正されている。

また、申立期間①のうち平成13年1月から同年4月までについては、申立人から提出があった市民税・道民税の計算の基礎資料から、標準報酬月額26万円に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の取締役であることが確認できるものの、i) 事業主は、「申立人は、名前だけは専務取締役にしてはいたが、実際には事務の仕事や軽作業をしてもらっていた。」と述べていること、ii) 当該事業所の社会保険事務は、他の従業員が担当していたこと、iii) 事業主は、「当時、社会保険事務所の職員が来て相談し、月額変

更届を提出したが、その事は従業員には説明していない。」と述べていることから判断すると、申立人は、厚生年金保険に係る届出事務についての権限を有していなかったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 26 万円とすることが必要である。

2 申立期間②について、事業主の供述から判断すると、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成 13 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成 13 年 5 月 31 日となっており、健康保険被保険者証も、同年 6 月 13 日に返納されている上、申立人は、引き続き健康保険任意継続被保険者になっていることが確認できる。

さらに、申立人から提出があった市民税・道民税の計算の基礎資料によると、申立人は申立期間②において、給与から厚生年金保険料等が控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、雇用保険の加入記録においても、申立事業所における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1215

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月22日とし、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から同年12月22日まで
申立期間については、A社に勤務し、B部のC職をしていた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の供述及びA社が保管していた10年勤続表彰者の稟議書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

また、当該事業所及び複数の同僚の供述等によると、申立人はB部のC職であり、C職は申立人を含め4人であったことが確認でき、社会保険事務所の記録によると、申立人以外の3人は、申立期間において厚生年金保険に加入している。

さらに、申立期間当時に庶務係をしていたという二人に照会したところ、「B部のC職は職員であり、職員は厚生年金保険に加入している。」「日給の者は日雇健康保険に加入していたが、月給制の者は厚生年金保険に加入していた。」と述べている。

加えて、申立人は、雇用保険に加入していた時は、厚生年金保険にも加入していたはずだと述べているが、申立人が当該事業所に勤務していた申立期間を除く期間については、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の記録が合致してい

る上、他のC職についても、雇用保険の加入記録が確認できた期間は厚生年金保険に加入している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立期間以前に勤務していたA社における昭和45年1月の社会保険事務所の記録及び申立人と同じ職種の同僚の標準報酬の推移から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類等が残されていないため、これを確認できないことから不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和25年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月から26年7月までは4,500円、同年8月は5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から26年9月6日まで
昭和22年にA社に入社し、27年2月まで勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年6月1日に厚生年金保険に加入しておらず、26年9月6日に加入したとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該事業所に一緒に勤務していた同僚10人の名前を挙げているが、このうち、申立人よりも先に当該事業所に勤務したとされる先輩の同僚3人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となると同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しているか、又は当該事業所の関連会社の出向から戻ると同時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、残りの同僚7人のうち、申立人と同じく昭和22年に高校卒業で当該事業所に入社したとする同期入社の同僚一人を除いた同僚6人は、いずれも申立人より後に当該事業所に入社した申立人の後輩であるが、このうち4人は、

社会保険事務所の記録によると、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となると同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しているか、又は当該事業所の関連会社の出向から戻ると同時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、残りの中学卒業の二人についても、申立人及び同期入社と同僚一人よりも先に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、複数の同僚は、申立人は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっただけで、退職するまで勤務形態が変わらなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において同じ業務に従事していた同年齢の同僚の社会保険事務所の記録から判断すると、昭和25年6月から26年7月までは4,500円、同年8月は5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が昭和42年9月8日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため確認できないことから不明であるが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が26年9月6日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る25年6月から26年8月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月31日とし、申立期間②の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月1日から同年10月31日まで
② 昭和57年5月1日から同年10月31日まで
③ 昭和59年5月1日から同年10月31日まで
④ 昭和60年5月1日から同年10月1日まで

昭和53年及び57年から60年までの期間、毎年5月から10月までの夏期間において、6か月契約の期間雇用のB職としてA社に勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和58年の期間雇用については、加入記録を確認できるが、その他の期間については確認できないとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、昭和60年については、次の職場の採用が10月1日であったため、当該事業所における勤務は9月30日までであった。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間②において、A社に期間雇用のB職として勤務していたことが認められる。

また、当該事業所からは、「当社では、申立期間当時、原則として雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の三つの保険については、全員法律どおり加入させていた。ただし、本人に特別な事情が有った場合、雇用契約を結ぶ際

に会社と本人が協議し、健康保険及び厚生年金保険に加入させないことがあった。このため、申立人も昭和 56 年以降に当社に期間雇用の B 職として勤務し、特別な事情が無ければ、厚生年金保険に加入していたと思われる。」との回答があった。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚 6 人に照会したところ、このうち 3 人は、いずれも「申立期間当時、毎年、5 月から 10 月までの期間について、期間雇用の B 職として A 社に勤務していた。同社からは、雇用契約を結ぶ際に、特段厚生年金保険の加入について説明を受けておらず、同社では、期間雇用の B 職は、全員、厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、これは先述の当該事業所の回答と符合する。

また、申立人の夫が加入していた C 共済組合の加入記録から、申立人が申立期間②において、当該事業所に入社すると同時に同共済組合において夫の被扶養者でなくなっていることが確認できる上、当該事業所を退職するとほぼ同時に同共済組合において夫の被扶養者として認定を受けていることが確認できることから、申立人は、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたものと認識していたと推定される。

加えて、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間②に当該事業所において、雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該事業所が作成した「社会保険台帳」（従業員の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得状況を記載したもの）には、申立人の名前が記載されておらず、当該事業所では、申立人の社会保険に係る記録を適切に管理していなかった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A 社において同じ業務に従事していたほぼ同年齢の同僚に係る社会保険事務所の記録から判断すると、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類が残されていないため、これを確認できないことから不明としているが、申立期間②に係る被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 5

月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①、③及び④について、申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間①、③及び④において、A社に期間雇用のB職として勤務していたことは認められる。

しかしながら、D厚生年金基金の記録においても、申立人が申立期間①、③及び④において、同基金に加入した記録が確認できず、同基金の記録と社会保険事務所の記録は一致している。

また、申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同職種の同僚3人は、いずれも厚生年金保険に加入した形跡が無い上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、昭和53年に期間雇用者とみられる被保険者期間が短期間の被保険者資格取得者は確認できず、54年度以降から被保険者期間が短期間の被保険者資格取得者が確認できることから、当該事業所では、申立期間①当時、期間雇用のB職について厚生年金保険に加入させておらず、54年以降に採用となった期間雇用のB職について厚生年金保険に加入させるようになったものと推測される。

さらに、申立期間③について、先述の当該事業所が作成した「社会保険台帳」によると、申立人のほか同僚3人が、厚生年金保険及び健康保険に加入しておらず、雇用保険のみの加入と記録されているところ、社会保険事務所の記録によると、これら同僚3人は、いずれも厚生年金保険に加入した形跡が無く、当該事業所の記録と社会保険事務所の記録は一致する上、これら同僚3人のうち一人は、社会保険事務所の記録から、当該期間について国民年金に任意加入し保険料を現年度納付していることが確認できることから、勤務日数等、何らかの特別の事情により、当該事業所において厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえる。

加えて、申立期間④について、申立人の夫が加入していたC共済組合の加入記録から、申立人が申立期間④において、夫の被扶養者として認定を受けていることが確認できることから、申立人は、当時、何らかの特別の事情により当該事業所において厚生年金保険に加入しておらず、保険料を控除されていなかったことを認識していたものと推定される。

その上、社会保険事務所が保管する申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは、

なお、申立人は、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年1月1日、資格喪失日に係る記録を36年4月1日とし、34年1月から35年9月までの標準報酬月額を1万円、同年10月から36年3月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月から33年3月まで
② 昭和34年1月から36年3月まで

申立期間①のB社には、新聞の求人広告を見て入社し、その後、C市に戻ってD社勤務を経て、同社の社長が設立した申立期間②のA社に入社した。

両社とも、厚生年金保険料及び健康保険料は給与から控除されており、健康保険証ももらっていたのに両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社に係る申立期間②について、申立人の当該事業所における勤務期間に関する具体的な供述、申立人が申立期間②当時の同僚として名前を挙げた経理事務担当者の趣味に関する具体的な供述、当該同僚の「申立人は、自分と一緒に当該事業所に勤務していたが、自分より後に入社し、自分より前に退社している。」との供述（当該同僚の当該事業所での厚生年金保険の資格取得日は昭和33年12月1日で、同喪失日は38年6月20日である。）、社会保険事務所の記録から昭和34年3月5日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の「申立人は、自分より前に当該事業所に入社した。」との供述、及び申立期間②以降、申立人は平成10

年3月までの期間において、7か月間の被用者年金未加入期間を除き、すべて厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録で確認できること等から判断すると、申立人の主張は信ぴょう性が高く、申立人が申立期間②において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、上述の経理事務担当者は「申立期間②当時、当該事業所でE業務を担当していたのは3人であり、申立人はその中の一人であった。当該事業所では臨時や見習いという制度は無かったので、申立人は正社員であったと思う。」としているところ、申立人を除く二人のE業務担当者は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格のあることが社会保険事務所の記録から確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、昭和34年1月1日から36年3月31日まで当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和34年1月1日から36年3月31日までの標準報酬月額については、当該事業所の申立期間②において厚生年金保険の被保険者であった同年代の同僚及び申立人より年齢が7歳上である同職種の者の標準報酬月額が同じ推移であることから、34年1月から35年9月までの標準報酬月額を1万円、同年10月から36年3月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡しているため供述を得ることはできず、当該事業所も平成4年8月1日に適用事業所に該当しなくなっていることから関連資料を得ることはできなかったが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年1月から36年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、同期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 B社に係る申立期間①について、申立人が申立期間①における同僚として名前を挙げた3人は、申立人は名字のみの記憶しかなく、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも当該同僚の記録が無い。

また、上述の被保険者名簿から、申立期間①に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者6人に照会したが、回答が得

られた4人は、いずれも申立期間①当時、申立人と一緒に勤務したかどうか不明と供述していることから、申立人の申立期間①当時の勤務状況等について確認することができない上、4人のうち二人は入社3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。また、申立人は申立期間①について、臨時社員のまま退職したとしている。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和42年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、閉鎖登記簿謄本において、申立期間①当時取締役であった者が7人確認できるものの、いずれも死亡あるいは住所が特定できないことから、申立期間①当時の状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名が確認できない上、健康保険整理番号には欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を示す給与明細書等を持っておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成元年3月までの期間、2年4月から4年3月までの期間、4年7月から5年3月までの期間、9年4月から同年12月までの期間及び10年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月から平成元年3月まで
② 平成2年4月から4年3月まで
③ 平成4年7月から5年3月まで
④ 平成9年4月から同年12月まで
⑤ 平成10年4月から12年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、未納となっている期間があり驚いた。私は昭和43年に事業を始めた時から国民年金に加入し、今まで税金、国民健康保険料等の公共料金は遅れても未納としたことは無く、国民年金保険料も必ず払っているはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（確定申告書、家計簿等）は無く、また、申立期間は5回（100か月）にも及び、これだけの回数及び長期間の事務処理を行政が続けて誤って行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間前後の保険料の納付状況については、納付済期間の約半数が納期限後の納付となっているほか、申立人の保険料を主に納付していたとするその妻は、昭和61年11月27日に60年7月から9月までの分の保険料納付を最後に、国民年金制度が破綻すると聞き民間の生命保険に切り替えたので、国民年金保険料は納付していないと供述しており、申立人も61年4月から同年8月までの保険料を同時期の同年10月9日に納付した後は、長期間未納期間となっている。

加えて、申立人は、自分自身の保険料を納付していたとする納付場所、納付時期などの記憶があいまいであり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から平成2年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所から還付決定され支払が終了しているとの回答を得ているが、私は申立期間の国民年金保険料について還付を受けた記憶が無いので、再度調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人が昭和58年10月から平成19年6月まで厚生年金保険被保険者期間であったことが確認できる上、当該オンライン記録には「期間 昭58.10-平2.3、金額550,580円、決議 平2.9.13、口座番号 *-*****、送金(支払)通知書作成年月日 平2.9.26」と記録されており、A市(現在は、B市)が保管する申立人の国民年金被保険者名簿にも、申立期間について「還付2.9.26 昭和58年10月分~平成2年3月分550,580円」と記載されていることから、申立人が厚生年金保険被保険者期間であるのに国民年金保険料を重複して納付したことにより、平成2年9月26日に過誤納保険料55万580円が還付決定されたものと推認できる。

また、申立人には、申立期間以前に複数の国民年金保険料未納期間が存在しているが、当該還付決定の時点においては、時効により充当できない期間であることから、申立期間のすべてを充当に代えて過誤納還付とした事務処理に誤りは無い。

さらに、過誤納保険料金額に計算上の誤りは無く、申立人は申立期間に係る還付金を受け取った記憶が無いという以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1218

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

父親に勧められて、私は20歳になった昭和44年4月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は3か月ごとにC銀行D支店（現在は、E銀行D支店）で納付書に現金を添えて納付した。

現在まで国民年金保険料の未納は無いはずであり、申立期間の国民年金加入当初の2年間で未納期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和44年4月の時点では、A市の区制は施行されておらず、A市B区役所は存在していない。

また、申立人が所持している国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、その国民年金手帳記号番号の周辺番号に係る被保険者状況調査等により昭和47年3月ごろと推認でき、当該払出時点では、申立期間のうち44年4月から同年12月の保険料は既に時効により納付できない上、申立人は遡及^{そきゅう}して国民年金保険料を納付した記憶は無いと述べていることから、第1回特例納付期間（昭和45年7月1日から47年6月30日まで実施）に申立期間の保険料が納付されたものとは認められない。

さらに、申立人が所持する2冊の年金手帳の住所欄には、A市F区を示すゴム印が押されている上、当該国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分からも払出機関はA市F区役所であることが確認できること及び住民票により申立人が昭和46年8月に現在のB区からF区に転居した後、国民年金加入手続を行ったものと推認でき、申立人も、同市F区役所で国民年金の手続を行った際に年金手帳を受領したことを鮮明に記憶していると供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により申立期間前後の2万5,000件の払出記録を確認した結果においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年3月まで

私は、住民登録を実家のあるA市に残したまま、平成2年1月からB市内で働いていた。申立期間については、実家の父親あてにA市役所から私の国民年金保険料の納付催告状が送付されたので、父親から納付するように言われたものの、私自身は国民年金に無関心であったために、納付しなかった。

しかし、私の将来のことを心配した父親から、私には内緒で、申立期間の1年間分だけを納付してくれていたと最近聞いた。父親が私の国民年金保険料を納付した場所は、多分、実家の近くの郵便局かC銀行A支店（現在は、D銀行A支店）ではないかと思う。また、納付方法については、父親から納付書により納付したと聞いている。

申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は申立期間に係る保険料の納付に一切関与していない。

また、申立期間の国民年金保険料を申立人に代わって納付していたとするその父親は、i) 当該保険料の納付時期を申立人が20歳になったころであるとしているにもかかわらず、納付済みであれば送付されることの無い申立人の納付催告状が送付されてきたと述べていること、ii) 納付金額については、当初10万円から20万円ぐらいとしていたが、後に詳細な金額は記憶していないと供述を変更していることなど、申立人の保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付した場所について、申立人は、年金記録確認申立書に郵便局か又はC銀行A支店と記載しているが、その理由は、実家の近くに郵便局があったこと及びC銀行A支店に申立人の父親の口座があったことから憶測したものであるとしており、納付場所の供述内容には信ぴょう性が乏しい。

加えて、申立人は、その父親が申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているが、平成2年6月から3年3月までの間において、A市が保管する国民年金被保険者名簿兼検認カードにより、申立人の平成2年度保険料に係る6回の納付催告記録が確認でき、i) 最初の催告があった2年6月時点では、同年3月の保険料は過年度納付になるために、同市役所から送付されている現年度保険料の納付書では納付できないこと、ii) 同市役所では、過年度保険料の収納事務を行っていないことから、2年3月の保険料について、同年6月以降に市役所から催告されることは無い上、納付催告状には納付書が添付されることは無いこと、iii) 2年度の現年度国民年金保険料納付書については、2年4月から3年3月までの分が、まとめて同市役所から2年4月ごろに送付されており、前年度分である2年3月の納付書が同時に送付されることは無いことが確認できることから、不自然さがみられる。

その上、申立人の二人の弟も共に20歳から国民年金の強制被保険者であるが、申立人同様、いずれも20歳到達月から数年間の国民年金保険料の未納期間があることが確認でき、ほかに申立期間の保険料をその父親が納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1220

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から61年3月まで

A市役所から国民年金に必ず加入するように通知が届き、昭和60年か61年の春ごろに、私の妻がA市B区役所に行き夫婦二人分の加入手続を行った。

その時に、同区役所の窓口で昭和55年まで遡^{そきゅう}及して国民年金保険料を納付しないと加入できないと言われたので、C信用金庫D支店の妻名義の口座から預金を下ろし、夫婦二人分の国民年金保険料として現金90万円から100万円ぐらいに納付書を添えて同区役所の窓口で妻が一括納付したはずである。

申立期間の国民年金が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年5月ごろと推認でき、その際に申立人夫婦に連番で同手帳記号番号が払い出されている上、申立人は、申立期間前の54年12月までに20年以上厚生年金保険に加入していたことから、申立期間は国民年金の任意加入対象期間となり、制度上、60年又は61年の時点で55年1月にさかのぼって国民年金に加入し申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料について、申立人は、A市B区役所の窓口でその妻が一括納付したとしているが、同区役所では過年度保険料の収納事務を行っていないことが確認でき、その供述内容には不自然さがみられる。

さらに、申立期間は75か月と長期間であり、当該期間における申立人の妻も国民年金の未加入期間となっている上、申立人が申立期間の保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1221

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から61年3月まで

A市役所から国民年金に必ず加入するように通知が届き、昭和60年か61年の春ごろに、私がA市B区役所に行き夫婦二人分の加入手続を行った。

その時に、同区役所の窓口で昭和55年まで遡^{そきゅう}及して国民年金保険料を納付しないと加入できないと言われたので、C信用金庫D支店の私名義の口座から預金を下ろし、夫婦二人分の国民年金保険料として現金90万円から100万円ぐらいに納付書を添えて同区役所の窓口で私が一括納付したはずである。

申立期間の国民年金が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年5月ごろと推認でき、その際に申立人夫婦に連番で同手帳記号番号が払い出されている上、申立期間については、申立人の夫が申立期間前の54年12月までに20年以上厚生年金保険に加入していたことから、国民年金の任意加入対象期間となり、申立人は、制度上、60年又は61年の時点で55年1月にさかのぼって国民年金に加入し当該期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料について、申立人は、A市B区役所の窓口で一括納付したとしているが、同区役所では過年度保険料の収納事務を行っていないことが確認でき、その供述内容には不自然さがみられる。

さらに、申立期間は75か月と長期間であり、当該期間における申立人の夫も国民年金の未加入期間となっている上、申立人が申立期間の保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年5月まで

昭和36年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、B市に転入して同市内でも数回転居しているが、その都度B市役所の各出張所の窓口で申立期間の国民年金保険料を、1か月分又は2か月分持参し納付していた記憶がある。また、40年5月に再びA市に転居し、同市役所の集金人に納付していた記憶がある。

国民年金保険料は、毎月袋に入れて納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している2冊の国民年金手帳のうち、申立人に対して昭和36年4月1日付けでA市役所から国民年金手帳記号番号が払い出され、同時に国民年金手帳が交付されているが、A市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の夫に対して申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、当該手帳記号番号は夫婦共に取り消されており、その夫も36年4月から37年7月までは未加入期間となっている。

また、申立人が所持する昭和36年4月1日発行の国民年金手帳の保険料前納記録欄ページには、A市の職員による「取消済みです」の記載が認められる上、36年4月から41年3月までの国民年金印紙検認記録欄は空白であり、国民年金印紙検認台紙にも印紙がはられた形跡は見られない。

さらに、申立人は、昭和41年6月2日に国民年金の任意加入手続を行い、A市から36年4月1日付けで交付された国民年金手帳とは別に国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、その時点では、申立期間に係る保険料の大半は既に時効により納付できない上、仮に申立期間の国民年金保険料が納付済

みであれば、新たに国民年金手帳記号番号が払い出されていることは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年8月まで

私は、申立期間当時、A県B市において飲食店を経営していたが、町内会又は飲食店組合の人から勧誘され、昭和36年4月ごろに国民年金に加入した。国民年金保険料は、B市在住のころは、町内会又は飲食組合員の集金によって納付し、C市在住のころは、郵便局又は銀行で納付したと記憶している。

また、社会保険事務所において、B市在住時に私の国民年金手帳記号番号が発行された事実が確認されているにもかかわらず、私の保険料の納付事実が確認されないことは、行政側の記録漏れに相違なく、再度、年金記録の確認のための公正な調査を実施した上、未納とされている申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度発足当時から国民年金保険料を納付していたとして、B社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿から昭和36年3月に申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、i) 同払出管理簿には「消除」の記載があること、ii) 同払出管理簿の記載内容により、申立人の住所が特定できず、国民年金保険料の納付記録が無いため、同事務所が管理不要として国民年金被保険者台帳から消除したことが確認できること、iii) 同払出管理簿において、申立人と同様に「消除」と記載されている他の国民年金被保険者にも、保険料の納付記録が無いことから、当該国民年金手帳記号番号により、申立人の国民年金保険料が納付されていたものとは考え難い。

また、申立人は申立期間における保険料の納付状況のほか、B市からC市に転居した状況などについての記憶が曖昧である上、当該期間における申立人の元妻の国民年金保険料も未納と記録されているなど、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月にC市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の保険料は、過年度納付（一部の期間は時効により納付不可能）により納付することが可能であったものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無い上、申立期間後に3回実施された特例納付についても、その納付を行った記憶が無い。

加えて、申立期間は4年5か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1224

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年3月まで

私は申立期間当時、家事手伝いをしており、私の国民年金については、私が20歳に到達した時に父親が加入手続をし、申立期間の保険料を納付してくれていたことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人が20歳に到達した昭和44年ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続等に関与していない上、申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿の記録により、昭和48年7月に払い出されたことが確認できることから、その時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、同時に申立人が20歳に到達した44年7月までさかのぼって資格取得（強制加入）されたものと推認できる。

さらに、国民年金の加入手続を行ったと確認できる昭和48年7月の時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない上、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無い。

加えて、申立人の申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間について国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から56年3月まで

昭和52年5月に自営業を始めると同時に、A市B区役所で国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月金融機関で納付してきた。

ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知った。今まで数度転職したが、いずれも切れ目なく年金を掛けてきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から昭和63年8月12日に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、申立人夫婦の国民年金加入手続はこのころに行われたものと推認できる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の資格取得日は同日となっており、行政の記録と一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されていたとは考え難く、金融機関で保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については、申立人自身若しくはその妻が行ったとしているが、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての具体的な記憶は無いとしており、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1226

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から56年3月まで

昭和52年5月、夫が会社を退職し自営業を始めると同時に、A市B区役所で国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料納付については、夫婦二人分を毎月金融機関で納付してきたはずなので、未納とされている申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から昭和63年8月12日に夫婦連番で払い出されたことが確認できることから、夫婦の国民年金加入手続はこのころに行われたものと推認できる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の資格取得日は同日となっており、行政の記録と一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されていたとは考え難く、金融機関で保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については、申立人自身若しくはその夫が行ったとしているが、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての具体的な記憶は無いとしており、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1227

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から57年3月まで

私は、昭和57年春ごろに、妻の出産に伴いA市B区役所で手続等を行うとともに国民年金の加入手続も行った。その際、同区役所の担当者から、国民年金保険料の未納期間は、2年間さかのぼって納付することができるという説明を受け、即日、同区役所で申立期間の2年分の保険料を納付したはずなので、未納とされている申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男の出生届けは、昭和58年4月ごろに行われたと推認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録により、58年3月に払い出されていることが確認できることから、そのころに申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認でき、57年春ごろにA市B区役所で国民年金に加入するとともに、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、その大部分は時効により納付することができない。

さらに、A市の区役所では、過年度保険料を納付することができず、所定の金融機関から同保険料を納付することになるが、同市では、区役所内に設置されている金融機関の派出所では、国民年金保険料の収納業務は行っていなかったとしていることから、申立人が申立期間の保険料をA市B区役所で納付できたものとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付状況に係る記憶は明確でなく、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1219

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 26 日から 42 年 3 月 1 日まで
昭和 41 年 5 月に A 社に入社し、42 年 6 月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社は昭和 50 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

また、申立期間当時の同僚二人は、申立人と一緒に当該事業所に勤務していたとしているものの、申立人の勤務期間については具体的に記憶していない上、申立人が名前を挙げた他の同僚 6 人は所在不明等で連絡が取れず、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、当該事業所の業務を承継する B 社に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について照会したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得及び資格喪失確認通知書が保存されており、これによると、申立人は昭和 41 年 10 月 26 日に厚生年金保険の被保険者の資格喪失、42 年 3 月 1 日に再度資格取得の届出が当時の事業主によりそれぞれ行われていることが確認でき、これは社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

加えて、申立期間当時において、当該事業所と同族経営で関連会社であった 4 事業所について、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申

立人の名前は確認できず、整理番号に欠番が無いことから、申立人がこれら4事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録も無い。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1220

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から 14 年 10 月 31 日まで
申立期間は、A社に勤務し、月 50 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 14 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の 15 年 7 月 10 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（50 万円）が、13 年 6 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、平成 13 年分及び 14 年分の申立人の確定申告書により、申立期間に係る給与は月額 50 万円であり、ほぼ報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、i) 社会保険事務所の記録によると当該事業所は保険料を滞納していたことが確認でき、申立人も数か月分の保険料の滞納があったとしていること、ii) 複数の同僚が社会保険関係事務は申立人が行っていたと供述していること、iii) 社会保険事務所の記録によると、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった時点の厚生年金保険被保険者 5 人のうち申立人のみ標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正がされていることから、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考え

えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が上記標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1221

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 1 月 1 日から同年 9 月 26 日まで
② 平成 4 年 9 月 26 日から 5 年 2 月 1 日まで

平成元年 1 月から 5 年 2 月 1 日まで A 社に勤務し、申立期間①は、月額 50 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 26 万円となっているので、訂正してほしい。

また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が確認できないが、平成 5 年 1 月末まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めた A 社は、平成 4 年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 10 月 16 日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額 (50 万円) が、同年 1 月 1 日までさかのぼって 26 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は当該事業所の会計及び社会保険関係の事務を税理士に委託していたとするものの、当該税理士は既に死亡しており、申立ての事実について供述を得ることができないこと、ii) 申立人は当該事業所の代表取締役専務であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点の被保険者 3 人のうち申立人の妻及び従業員は申立人の妻が経営する保育園の業務に従事していたとしており、当該事業所の業務に関わる被

保険者は申立人のみであること、iii) 社会保険事務所の記録によると、申立人及び既に申立期間①以前の平成3年12月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人の義父で代表取締役社長の二人のみ標準報酬月額そきゅうの記録が遡及訂正されていることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届の提出については、申立人が直接関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が上記当該標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成4年9月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は平成4年9月26日に当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、健康保険被保険者証も同年10月16日に返納されている上、引き続き健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点の被保険者3人のうち申立人を除く二人は当該事業所の業務に関わっていないことから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 42 年 4 月に A 社に入社し、B 職として C の作業を行っていた。

申立期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答をもらった。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、A 社に照会したところ「当社では、すべての厚生年金保険被保険者資格取得届の写しを保管しているが、その中に申立人の名前は無く、申立期間における申立人の記録は確認できない。」と回答しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった上、申立期間当時の経理担当者も、「申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたか否かは不明で、雇用形態についても全く覚えていない。」と供述している。

また、申立人が記憶していた上司一人及び社会保険事務所の記録により、申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる 20 人のうち所在が特定できた 15 人に照会し、11 人から回答が得られたところ、そのうち二人が「申立人は、勤務期間は定かでないが、当該事業所に勤務していた。」と供述しているものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった上、申立人が上司であったとして名前を挙げた一人を含む、残りの 9 人は「申立人が当該事業所に勤務していたか否かは覚えていない。」と

供述している。

さらに、上記同僚のうち二人は、本人の記憶している入社年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日が2か月及び17か月相違している上、申立期間当時の上司は「当時は採用してもすぐに退職する状況から、正職員として採用するまで、一定期間（試行期間）、勤務状況をみて正職員として採用していた。試行期間は3か月から6か月ぐらいであった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に係る健康保険記号番号索引簿を調査した結果、申立人の記録は無く、同記号番号にも欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は確認できない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1223

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 6 月から同年 11 月まで
② 平成 4 年 9 月 30 日から 5 年 2 月まで

申立期間①は、A社に勤務し、B業務に従事していた。

申立期間②は、C社に勤務し、D業務に従事していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、複数の同僚及び事業主の供述から判断すると、申立人が平成 2 年 6 月 11 日から同年 11 月 30 日までの期間において、A社に期間雇用者として勤務していたと認められる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険の適用について、事業主は「当社では、被保険者全員に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書を保管しており、その中には申立人の申立期間に係る同通知書は確認できなかった。また、申立期間当時、期間雇用者に係る厚生年金保険の適用は、本人による選択に基づいて行っており、厚生年金保険に加入していないにもかかわらず、給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及び申立期間①に係る当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 7 人の併せて 8 人に照会し、5 人から回答が得られたところ、これら 5 人全員が「当該事業所では、厚生年金保険の加入を希望した場合においてのみ、同保険が適用されていたと思う。」と供述しており、事業主の供述内容と符合するものとなっている上、このうち一人は「私も、厚生年金保険に加入していない期間があったが、同

期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは無い。」と供述している。

さらに、事業主及び複数の同僚が「申立期間当時は、20人程度の職員が在籍していた。」と供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①における当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できるのは9人のみとなっていることから判断すると、申立期間①当時、当該事業所における厚生年金保険の適用については、本人の選択に基づいて行われ、全員は同保険に加入していなかったものと推認できる。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間においてC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立期間②のうち、平成4年9月については、申立人は当該事業所から給与が支払われているが、同社が保管している会計帳簿により、同年7月及び同年8月の福利厚生費(厚生年金保険、健康保険等の保険料)は同額となっている一方、同年9月の福利厚生費は減額となっていることが確認でき、この減額分は申立人の1か月分の厚生年金保険料等の額とほぼ符合していることから、当該事業所は、申立人に係る同年9月分の厚生年金保険料を社会保険事務所に対して納付していないと考えられ、事業主も「厚生年金保険料の納付義務が発生していないのに、給与から厚生年金保険料を控除しているというのは考え難い。」と供述している。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態について、事業主は「申立人の要請により、平成4年10月から業務請負契約となったため、当社の職員ではなかった。」と供述している上、同社から提出された総勘定元帳により、申立期間②のうち、同年10月以後の期間においては、同社から申立人に対して外注費が支払われていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間②において、同社の職員として勤務していなかったと考えられる。

加えて、事業主は「業務請負契約となった場合、厚生年金保険及び雇用保険を適用せず、これらの保険料を控除することも無い。」と供述しているところ、雇用保険の被保険者記録及び社会保険庁のオンライン記録のいずれにおいても、申立人の当該事業所に係る被保険者資格喪失日は平成4年9月30日となっており、申立人に係る雇用形態が業務請負契約へと変更された時期と符合していることが確認できる。

その上、当該請負契約を申立人から引き継いだとする申立人の後任者は、「私は、平成5年3月ごろから申立人と同様に業務請負契約となり、同月以後の14年間は外注費の支払いを受けていた。」と供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、当該同僚は、業務請負契約となった時期と符合する平成5年2月1日に、前事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していること、及び同日以後の期間のうち同年2月と3月を除くすべての期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。
- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月20日から29年6月1日まで
昭和26年10月20日にA組合（現在は、B組合）にC職員として採用され、D業務を担当していた。

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について被保険者の記録が無いとの回答を受けたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、勤務の始期は特定できないものの、申立人が、A組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、A組合は、平成13年3月1日にE組合、F組合及びG組合と合併して新たにB組合が設立されたことが確認できることから、B組合に照会したが、「申立期間当時の書類は保存されていないため、不明である。」と回答している上、申立人が、「自分を職員に採用すると言っていた。」と主張している申立期間当時の組合長も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出票を調査した結果、申立人に係る資格取得日はいずれも昭和29年6月1日と記録されており、その記載内容に訂正等は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚8人のうち生存が確認された一人のほか、

社会保険事務所の記録により、A組合に係る厚生年金保険の被保険者資格取得記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認された者 11 人の合計 12 人に照会し 7 人から回答が得られたが、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1225

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から43年12月まで

A社を退職した後、B社でC業務を担当していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、B社は昭和48年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の申立期間については、適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、社会保険事務所の記録から、事業主及び取締役であった事業主の息子は、厚生年金保険の加入記録がなく、事業主の息子については、当該事業所が適用事業所に該当するようになった昭和48年5月1日以前の期間は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、商業登記簿謄本により、平成元年12月3日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、同僚の氏名が不明であることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

加えて、申立人が当該事業所に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。

昭和 35 年 6 月から 41 年 11 月まで、A 社の B 部門で期間雇用の C 職として勤務していた。当時は景気も良かったので仕事も多く、D 市内で E 業務を行っていた。

当時の状況から厚生年金保険に加入していないということはあるので、証拠となる資料は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が両申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「両申立期間当時の書類等は既に廃棄しており、詳細は不明である。」との回答であり、申立人の両申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 9 人のうち生存及び連絡先が判明した 4 人に照会したところ、4 人から回答を得たが、そのうち申立人と同職種の C 職であった者は、「A 社において申立人と一緒に勤務していたが、私も申立人と同様に昭和 36 年及び 37 年については厚生年金保険が未加入となっている。当該期間だけ他の会社で仕事をしているということも無いが、給与明細書等の証拠となる資料が無く、未加入の理由については分からない。」と供述しており、

社会保険事務所の記録では、当該同僚の当該事業所での昭和36年及び37年の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、申立人が記憶している当時C職であった者3人、及び申立人が名前を挙げた同僚から聴取した当時C職であった者二人についても、両申立期間において厚生年金保険の加入記録は確認できない。なお、申立人が名前を挙げた同僚のうち他の3人からは、両申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から両申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者8人のうち生存及び連絡先が判明した一人に照会したところ、「A社はF部門とB部門があった。F部門の方は厚生年金保険を掛けていたと思うが、B部門は期間雇用であったので厚生年金保険は掛けていなかったと思う。しかし、はっきりしたことは分からない。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、両申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。

A学校を卒業後、B組合に採用され、昭和21年4月から23年3月までC業務をしていた。役所指導の団体(組合)であったので、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びD社から提出されたB組合の雇用者履歴書及び辞令簿から判断すると、昭和21年4月30日から23年3月31日まで、申立人がB組合に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において確認を行ったが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B組合から組織変更したD社に照会したところ、「当事業所は、昭和25年にB組合から組織変更した。当事業所にB組合の雇用者履歴書及び辞令簿が保管されており、申立人の採用日及び退職日は確認できるが、B組合における厚生年金保険の適用状況については不明である。」との回答を得ている。

なお、社会保険事務所の記録によると、D社の厚生年金保険の適用年月日は昭和27年7月1日であり、申立期間については適用事業所とはなっていないことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4人は、いずれも、死亡又は所在の確認ができないことから、これらの者から申立人の厚生年金保険の適用状況につい

て供述を得ることができない上、社会保険事務所の記録によると、当該4人は申立期間において厚生年金保険被保険者であった記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において被保険者であったことが確認できる者10人のうち生存及び連絡先が判明した二人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも「B組合があったことは知っているが、詳しくは分からない。」と供述しており、当該事業所の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月から 45 年 12 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間は、A社でB職として勤務していた。同社には社会保険に加入することを条件に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所に保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において確認を行ったが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、法務局において、A社の商業登記簿謄本を確認したが、当該事業所の登記は見当たらないとの回答であった。

さらに、当該事業所について業界団体等に照会したが、当該事業所に係る具体的な情報は得られなかった。

加えて、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚等の名前を覚えておらず、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、雇用保険の被保険者記録においても、当該事業所における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から 54 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、昭和 53 年 5 月 1 日から 54 年 4 月 30 日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していると思うので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額は、資格取得時の昭和 53 年 1 月 2 日が 9 万 8,000 円、同年 10 月 1 日が 9 万 2,000 円及び 54 年 10 月 1 日が 9 万 8,000 円と記載されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録に記載されている標準報酬月額と一致しており、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、申立人から提出のあった昭和 53 年 7 月 14 日付けA社の代表取締役とのA社B店契約書によると、

i) 契約期間は、53 年 5 月 1 日から 55 年 4 月 30 日までとし、申立人及び C (申立人の妻) で勤務すること。

ii) 報酬は、月間で、申立人及びCについて各 10 万円とする。契約金額は 30 万円とし、差額 10 万円については会社預り金とし売上目標に伴い 3 か月ごとに集計し、その達成額が 300 万円の場合は総支給額 90 万円とし差額 30 万円を支払う。未達成の場合、売上金額の 30 パーセントを支給額とし 3 か月集計給与 60 万円を控除し、その差額分を支給する。

iii) 支給方法は、53 年 5 月及び同年 6 月分を集計し、同年 7 月末日に賞与

として支給する。同年7月及び同年8月分の集計分については仮払金として処理し支給する。同年9月、同年10月及び同年11月分の集計分については同年12月末日に賞与の形として支給する。同年12月、54年1月及び同年2月分については仮払金として処理し支給する。同年3月、同年4月及び同年5月分については同年6月末日に賞与の形として支給する。

iv) 健康保険料、厚生年金保険料及び失業保険料については、給与20万円(内訳は、申立人、C各10万円)として、その給与を基準にした額で各保険料を控除する。

との契約内容になっているが、申立人は申立期間における給与明細書等の資料は無く、給与からの厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから元代表取締役等に照会したところ、「申立期間における給与明細書等の資料及び社会保険関係の届出書類は無い。当時、店舗数も4店舗あり、申立人、Cの給与支給額が上昇すると、他の従業員の給与も改定しなければならず、売上げを上昇させる方法として申立人と契約書を交わした。保険料は標準報酬月額に基づいて控除していた。また、契約書に記載している報酬額各10万円は基本となる額であり、実際の給与額とは相違している。売上目標が達成した場合に支給される差額分については、それぞれ賞与として支給している。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月1日から8年7月31日まで
② 平成8年7月31日から9年5月31日まで

申立期間①については、A社に勤務し、月額50万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が30万円となっているので、訂正してほしい。

申立期間②については、A社に勤務しており、平成9年6月から国民年金保険料を納付するようになるまでは厚生年金保険の被保険者であったと思うので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成8年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年8月14日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額(50万円)が、6年7月1日までさかのぼって30万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、i) 社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険被保険者は申立人のみであること、ii) 当該事業所の経理事務を受託していた税理士事務所の担当者によると、「申立期間当時、申立人は一人で仕事をしており、社会保険関係の手続は申立人自身が行っていた。」と述べていることから判

断すると、厚生年金保険被保険者記録の訂正の原因となった月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人の妻及び前述の税理士事務所の担当者の供述から判断すると、申立人が、申立期間②においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成8年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成8年7月31日となっており、健康保険被保険者証も、同年8月14日に返納されている上、申立人は、引き続き健康保険任意継続被保険者になっていることが確認できる。

さらに、申立人は、既に死亡しており、申立人の妻も、当該事業所の運営には一切関与していなかったとしていることから、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1231

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 2 月 1 日から 14 年 2 月 28 日まで
② 平成 14 年 2 月 28 日から 20 年 4 月ごろまで

申立期間①については、A社に勤務し、月額 30 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

申立期間②については、A社に平成 20 年 4 月ごろまで勤務していたのに、社会保険事務所の記録によると、14 年 2 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 14 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 3 月 6 日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額 (28 万円) が、12 年 2 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間①のうち平成 13 年 1 月 1 日から 14 年 1 月 31 日までについては、B市C区役所から提供があった源泉徴収票によると、給与収入額は 1 か月 27 万円であり、報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、i) 申立人は、記録訂正に係る届出について、自分で代表者印を押したことを記憶している

こと、ii) 社会保険事務所が保管している滞納処分票には、平成14年3月5日に申立人が来所し、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を受理した旨が記載されていることから判断すると、厚生年金保険被保険者記録の訂正の原因となった月額変更届の提出については、申立人が同意し、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、商業登記簿謄本によると、申立人は平成20年4月30日までA社の代表取締役であったことが確認できる上、同僚の供述から判断すると、申立期間②において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成14年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、前述の同僚は「私は、現在も当該事業所に勤務しているが、平成14年ごろに、厚生年金保険から国民年金に変更になった。」と述べており、同記録によると、当該同僚は申立期間②において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成14年2月28日となっており、健康保険被保険者証も、同年3月6日に返納されている上、申立人は、引き続き健康保険任意継続被保険者になっていることが確認できる。

さらに、B市C区役所から提供があった源泉徴収票によると、申立人は申立期間②において、当該事業所から役員報酬を受けていたことが確認できるが、厚生年金保険料等は控除されていない。

加えて、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1232

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

申立期間は、A社の事業主として、月額 38 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、平成 5 年 1 月から同年 2 月までは 30 万円、同年 3 月から同年 9 月までは 20 万円の標準報酬月額となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 6 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の 7 年 2 月 6 日付けで、申立人の標準報酬月額が、5 年 1 月から同年 2 月までは 38 万円から 30 万円に、同年 3 月から同年 9 月までは 38 万円から 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、「自分以外の者が勝手に社会保険の事務手続を行うなどということはありません。」と述べていることから判断すると、厚生年金保険被保険者記録の訂正の原因となった月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

昭和 34 年から 43 年 3 月まで A 社（現在は、B 社）C 支社に在籍し、D 市内で E 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当該事業所には夫の職場の同僚の紹介で勤務するようになった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社及び B 健康保険組合に照会したものの、いずれも、当時の資料は廃棄されているため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は、「A 社 C 支社への入社を紹介してもらった夫の職場の同僚は、その職場を退職後、同支社に勤務していた。」と主張するが、社会保険事務所の記録によると、同人は、A 社 C 支社において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、既に死亡していることから、同人から申立人の勤務状況及び同保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、申立人は、「A 社 C 支社の D 市内の支部には行ったことが無く、場所も知らない。入社の手続はすべて夫の同僚にやってもらい、支部に連絡する時も同人に連絡してもらっていた。」と供述している上、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することもできない。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間において A 社 C 支社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認

された者 10 人に照会したところ、同支社の D 市内の支部に勤務していたとの供述が得られた者 4 人を含む 7 人から回答があったものの、いずれも、「申立人については記憶が無い。」と供述しているほか、このうち同支社の D 市 F 地区に所在した支部に勤務していたとの供述が得られた者は、「当時、D 市内の支部では相互に交流があったので、保険の勧誘員ならば他の支部の者でも知っているが、申立人の名前には記憶が無い。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 3 年 2 月 1 日まで
平成元年 10 月から 3 年 12 月まで A 社(現在は、B 社)に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、勤務実態が確認できる人事記録があり、同社も誤りを認めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する人事記録及び雇用契約書により、申立人が、平成元年 10 月 5 日から 3 年 12 月 20 日まで A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 社に照会したところ、「当社が保管する当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、申立人の同資格取得日は平成 3 年 2 月 1 日となっており、同日以前の期間において厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかについては不明である。」との回答があり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚に照会したものの回答は得られず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者 8 人に照会したところ、回答があった 5 人のうち申立人と同様に C 係等の作業職であったとの供述が得られた 4 人は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ 1 か月後、5 か月後、5 か月後、

6か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、このうち二人は、「当時は入社時に厚生年金保険に加入するかどうか聞かれ、希望者のみが同保険に加入していた。自分は、給与の手取額が減ると、最初は仕事になじめるかどうか不安だったので加入しなかったが、周囲の人の勧めもあり、会社に申し出て加入した。」と供述しており、他の一人は、「入社当初は、周囲の人から『黙っていても社会保険には加入させてくれる。』と聞いていたが、いつまでたっても加入させてくれないので会社に申し出たところ、翌々月から加入した。担当者がそのことを謝っていたので、加入させるのを忘れていたのだと思う。」と供述しているほか、別の一人は、「当時は試用期間があったのだと思う。」と供述しているとともに、これらの者から同保険被保険者資格を取得する前の期間において給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、作業職として採用した者について、入社時に厚生年金保険に加入するかどうか確認した上で、加入を希望する者について同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものの、担当者が失念する等により、当該確認が行われなかったか、又は本来は入社時から同保険に加入させるところ、手続が適切に行われなかった場合があったものとするのが妥当である。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における同保険被保険者資格取得日は平成3年2月1日であることが確認でき、これは、社会保険事務所で記録された厚生年金保険被保険者資格の取得日と合致する。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1235

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 12 月 16 日まで
② 昭和 38 年 6 月 1 日から 41 年 10 月 21 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたが、両申立期間について社会保険庁が記録する標準報酬月額は、いずれも、当時の給与支給額を下回っている。

両申立期間の給与支給額が確認できる給与明細書を保管しているので、両申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間①については、申立人が保管する昭和 36 年 9 月分から 37 年 10 月分までの給与明細書に記載された給与支給額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額よりもいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、同庁が記録している標準報酬月額とすべて一致しており、この一方で、同年 11 月分の給与明細書に記載された給与支給額は、同庁が記録している標準報酬月額よりも低額であるとともに、事業主が源泉控除していたと認め

られる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、同庁が記録している標準報酬月額と一致していることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間②については、申立人が保管する昭和38年7月分から41年7月分までの給与明細書に記載された給与支給額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間のうち38年7月から39年9月までの期間及び40年6月から41年7月までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、同庁が記録している標準報酬月額とすべて一致しているほか、当該期間のうち39年10月から40年5月までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、同庁が記録している標準報酬月額よりいずれも低額であり、この一方で、41年8月分から同年10月分までの給与明細書に記載された給与支給額は、同庁が記録している標準報酬月額よりいずれも低額であるとともに、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、同庁が記録している標準報酬月額とすべて一致していることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1236

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで
申立期間は、A社に勤務し、給与は月額 35 万円ぐらいであったと記憶している。

社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額について、平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 3 月 1 日までは 30 万円、同年 3 月 1 日から 6 年 3 月 1 日までは 8 万円、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までは 30 万円となっており、実際の給与支給額 35 万円よりも低額であるので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の標準報酬月額の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが同社の商業登記簿謄本及び社会保険庁の記録により認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 6 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

2 申立期間のうち、平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 3 月 1 日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録によると、5 年 11 月 4 日付けで、申立人の当該期間に係る標準報酬月額 (53 万円) が、4 年 12 月 1 日までさかのぼって 30 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、この処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する期間において行われている上、B厚生年金基金の申立人の記録も、社会保険庁の記録が訂正された時期とほぼ同時期の平成 5 年 12 月 7 日付けで、

標準報酬月額について4年12月1日までさかのぼって30万円に随時改定されており、社会保険庁の記録と同基金の記録は一致している。

また、社会保険庁の記録から、当該期間の直前の平成4年9月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険資格を取得していた同僚9人全員が被保険者資格を喪失しており、当該期間における当該事業所の被保険者は、申立人一人であったことが確認できる。

さらに、これら同僚9人のうち、所在が確認できた同僚二人は、いずれも「当時、A社は経営状態が悪く、社長（申立人）は、資金繰りに窮していた。平成4年8月末に当該事業所を退職した時、従業員は社長（申立人）一人しかいなかった。」と供述している。

これらの状況から判断すると、平成5年11月に当該期間の申立人の標準報酬月額が減額改定となっていることについて、不自然さは認められない。

一方、申立期間のうち、平成6年3月1日から同年4月1日についても、社会保険庁の記録によると、申立人は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった際、健康保険の任意継続被保険者となっていることから、その時届け出た標準報酬月額に変更が及ばないように、訂正しなかったものと推測される。

これらの事情により、申立人は、当該期間において当該事業所の代表取締役であることから、仮に申立人が給与から主張どおりの厚生年金保険料を控除されていたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知りうる状況であったと認められる場合に該当することから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成5年3月1日から6年3月1日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の7年2月2日付けで、申立人の当該期間に係る標準報酬月額（30万円）が、5年3月1日までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役である上、社会保険庁の記録から当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる唯一の同僚、及び商業登記簿謄本から当時、当該事業所において取締役であったことが確認できる役員のいずれも、「会社の印は、申立人一人が管理しており、社会保険関係の事務は、申立人以外考えられない。」と供述していることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 1 月 1 日まで
昭和 47 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月から 49 年 2 月 23 日まで A 社で勤務した。
給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が昭和 47 年 3 月 23 日から 49 年 2 月 22 日までの期間について、A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成 12 年 5 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同年 6 月 10 日に解散しているほか、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認できない。

また、申立人が申立期間当時、当該事業所の社会保険事務担当者であったとして名前を挙げた同僚は、「私は、申立人と同時期に A 社に入社し、申立人らの厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失に係る届出事務を担当していた。A 社では、B 職として入社した者は、入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、この間は保険料を控除していない。厚生年金保険には、入社してから 2 年ほど後に加入させていた。このため、申立人の厚生年金保険の加入時期は、社会保険事務所の記録のとおりである。」と供述している。

さらに、申立人は、当該事業所に一緒に入社した同年齢の同職種の同僚二人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、この同僚二人のうち

一人は、申立人と同日の昭和 49 年 1 月 1 日に厚生年金保険に加入し、残る一人も同年 1 月 15 日に加入しており、いずれも申立人と同じく入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険の加入は入社後 1 年 9 か月から 1 年 10 か月後であることが確認でき、先述の事務担当者の供述と符合する上、これら同僚二人のうち連絡が取れた一人からは、「私は、申立人及びそのほか一人と同様に、中学校卒業後の昭和 47 年 3 月又は同年 4 月に当該事業所に B 職の見習として入社した。しかし、入社後 1 年間から 2 年間は健康保険及び厚生年金保険に加入させてもらえず、これらの保険料も控除されていなかった。申立人も同様であったはずである。」との供述があった。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚 12 人に照会し、このうち 4 人と連絡が取れたが、この同僚 4 人が記憶している入社時期と厚生年金保険の加入時期との関係を見ると、いずれも入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、入社してから 1 年後から 3 年後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、先述の事務担当者の供述と符合する上、この同僚 4 人のうち 3 人からも、「入社後 1 年間から 2 年間は健康保険及び厚生年金保険に加入させてもらえず、これらの保険料も控除されていなかった。」との供述があった。

その上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1238

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 21 日から 36 年 6 月 1 日まで
昭和 34 年 12 月に勤めていた事業所が閉所したため、A 市に転居し、翌月から B 社 C 出張所に勤め始めた。

年金記録を確認したところ、昭和 35 年 1 月 21 日から 36 年 6 月 1 日までの期間、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

入社時に、厚生年金保険の被保険者証を当該事業所に提出したこと、社会保険に加入するということを聞いていたこと、健康保険証も入社後すぐにもらい、これを使用したことの記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間中に B 社 C 出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社では、申立期間当時の記録が無いため、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用について不明としており、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚 5 人のうち回答のあった 4 人、及び申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 3 人の合計 7 人全員が、本人が記憶している入社時期と当該事業所での厚生年金保険の被保険者資格の取得時期が異なっていると供述しており、社会保険事務所の記録から、これら 7 人の厚生年金保険の被保険者資格の取得時期は、入社時期と 5 か月から 81 か月の相違があることが確認できる。

さらに、申立人が一緒に入社したとするその父親及びその弟の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、申立人と同じ昭和 36 年 6 月 1 日であることが社会保険事務所の記録から確認することができ、同記録から、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している者がこれらの者を含め合計で 47 人確認できる。

加えて、上述の 47 人以外にも、昭和 33 年 9 月 1 日に 143 人、35 年 1 月 3 日に 31 人がまとめて被保険者資格を取得している状況が社会保険事務所の記録から確認できる一方、上述の同僚 4 人のうち二人が「当該事業所には労働組合がなく、元請会社である D 社の労働組合の支援を受け、昭和 33 年になってようやく労働組合が結成された。労働組合が結成されてからは待遇改善の交渉を行うことが可能となり、労働組合員は全員、厚生年金保険に加入できるようになったが、労働組合に対する当該事業所の圧力は強かったので労働組合の組合員になる者は少なかった。労働組合員以外のことは分からないが、当該事業所で、労働組合が結成されてからも厚生年金保険に加入していない者がいた記憶はある。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、当該事業所に労働組合が結成された 33 年 9 月に労働組合員について厚生年金保険被保険者資格の取得届を行い、その後、何らかの基準により従業員の被保険者資格の取得時期を設定し、被保険者資格の取得届を社会保険事務所に行っていたことが推認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

なお、申立人は、口頭意見陳述の中で「昭和 35 年 3 月に、妻が出産前の検査を受けるため健康保険証が必要になったが、当該事業所ではまだ届いていないと言って、当該事業所が電話で自分の番号を確認してくれ、それをメモにして渡してくれた。妻はそのメモを持って D 社の付属病院に行き、診察を受けた記憶があり、その後にもらった証書のようなものが健康保険証か否かは分からないが、健康保険に加入していれば、当然、厚生年金保険にも加入しているはずである。」と主張しているが、複数の同僚が当該事業所は D 社と関係が深いとしている上、一人の同僚が「入社時に D 社の付属病院で使用できる証書のようなものを当該事業所から渡された。」と供述しているとともに、申立人も、当該事業所の業務は従業員全員が同社の敷地内で行っていたとしていることから、申立人が記憶している健康保険証のようなものは、D 社を中心とする健康保険組合が発行した健康保険証であった可能性がうかがわれ、当該事業所が社会保険事務所に申請して健康保険の適用を受けた後、使用できるいわゆる政府管掌健康保険の健康保険証であったとは考え難い。また、仮に、当該事業所が健康保険の適用事業所であったとしても、昭和 30 年代においては、健康保険の適用を受けても厚生年金保険の適用を受けない事業所が存在していたこ

とが他の申立事案に対する調査で確認できることから、申立人の主張を認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月16日から同年5月31日まで
昭和44年10月にA社（現在は、B社）が新設された時、C係として採用され、45年5月まで勤務した。

しかし、社会保険事務所の記録では、昭和44年12月1日から45年1月16日までの加入記録しかないとの回答であり、納得できないので申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社では、申立人をC及びD業務に従事させるため昭和44年9月に臨時職員として採用し、同年10月21日に正職員としたが、申立人は45年1月15日に退職したと回答しており、同社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（写し）及び同被保険者資格喪失確認通知書（写し）により、申立人が44年12月1日（A社が厚生年金保険の適用事業所となった日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得後、45年1月16日に同資格を喪失したことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所における同僚の記憶が無く、社会保険事務所の記録から申立期間に当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚6人に照会したところ、3人から回答があったが、申立人の申立期間における勤務状況等に関する具体的な供述を得ることができなかった上、そのうちの一人で昭和45年3月23日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同じC及びD業務を担当したとする者は申立人の記憶が無いとしている。

さらに、申立人に当該事業所における雇用保険の加入記録は無いほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認でき

る給与明細書等の資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当該事業所から提出のあった昭和44年度の給与に関する振替伝票(写し)によると、昭和44年12月22日及び45年1月24日の同伝票に社会保険料として9,098円が計上されており、当該事業所が44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となったこと、及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が、上述の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写し)に押印された管轄社会保険事務所の受付印により45年2月に提出されたことが確認できることを踏まえると、当該事業所は、申立人の同年1月分の厚生年金保険料を給与から控除していたことが推認できる。

しかしながら、i) 当該事業所から提出のあった帳簿(写し)により、昭和45年1月13日付けで退職金と考えられる現金1万円が申立人に支給されていること、ii) 申立人に同僚の記憶が無い上、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格のあったことが確認できる同僚3人からも、申立人と申立期間と一緒に勤務したとする供述が得られなかったことから、申立人は同年1月15日に当該事業所を退職したことが認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和44年1月分の給与から控除された厚生年金保険料については、当該事業所が誤って控除したものと考えられるものの、申立人は申立期間においては当該事業所に雇用されていたとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
人事・経歴カード及び同僚の証言により、昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までは臨時雇用員、同年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までは試用員として間違いなく A 社 B 支店に勤務し、厚生年金保険及び C 共済に加入していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間において、申立人が A 社 B 支店に勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料が無いこと、ii) A 社では、正規職員以外は C 共済組合への加入を認めておらず、申立人が正規職員となったのは申立期間後の昭和 36 年 12 月 1 日であり、申立期間は臨時雇用員及び試用員であったことが確認できること、及び iii) 当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは 38 年 10 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険に加入できなかった期間であることを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、同僚の供述書を提出することにより、「間違いなく A 社 B 支店に勤務していたので、被保険者として認めてほしい。」と主張するが、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までについては、i) 当該同僚を含め、申立人から紹介のあった同僚 6 人全員が、当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が無いこと、ii) 回答のあった 5 人のうち、当該期間に当該事業所で勤務していたとする者は 4 人おり、そのうち二人が当該期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料等が無いこと、iii) A 社の業務を引き継いだ D 社は、申立期

間の状況について不明としていること等から、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間のうち、昭和36年10月1日から同年11月30日までについては、E社内のF共済組合に確認したところ、「申立人は同年12月1日付けで職員に命じられ、その時点からC共済組合の組合員となった記録が確認できる。それ以前の同年10月1日から同年11月30日までは試用員であったことも確認できるが、職員ではなかったため、C共済組合の組合員ではない。」としていることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。